様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	障害福祉課
契約締結年月日	令和2年4月1日
契約者名	社会福祉法人山梨県障害者福祉協会
契約名	障害者権利擁護センター業務事業委託契約
契約金額 (税込み)	5,029,563円
随意契約理由	障害者虐待防止法第38条の規定により、障害者虐待の防止等を適切に実施するために、障害者の福祉等に関する専門的知識又は経験を有し、専門的に従事する職員を確保するとともに、3障害の特性に精通し、障害者虐待、権利擁護等及び相談時における専門的知識等が求められる障害者対応の経験を有する人材確保が必要である。 委託先予定である(福)山梨県障害者福祉協会は・法第37条に基づく県障害者虐待対応協力者に該当し、県内3障害(身体、知的、精神)に係る障害者団体を取りまとめている唯一の団体であること。・身体障害者、知的障害者及び精神障害者の社会参加促進に係る事業を行っており、組織が障害者や要護者等に認知され、障害者が相談しやすい立場にあること。・3障害に精通し、障害者の福祉又は権利の擁護に関する専門的知識や障害者からの相談対応の経験を有する職員が在籍していることから、障害者虐待の相談等を一元的かつ継続的に行えて、専門的に従事する職員を確保することが可能であること。上記の要件を満たし、適切に業務を遂行し本業務を委託できるのは当該法人しかない。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、(福)山梨県障害者福祉協会と随意契約する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号